

## ○専修大学校友会特別・推薦会員選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学校友会会則第5条第3号及び第4号の規定に基づき、校友会特別会員及び推薦会員の選考に関し必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 特別会員及び推薦会員は、専修大学等の卒業生以外で本人が会員となることを希望し、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 特別会員は、学校法人専修大学（以下「大学」という。）の教職員又は教職員であった者。

(2) 推薦会員は、専修大学等に在籍した者及び大学又はこの会に顕著な功労があった者。

(選考の手続き)

第3条 前条に該当する者は、校友会役員、支部長等3名以上の者の推薦を受けて申請する。

2 前項の申請は、被推薦人の履歴書及び推薦要件を証明する書類を添付して校友会長に申請する。

3 選考は会長・副会長会において行い校友会長が決定する。

4 前項により入会を認められた者は、入会金、年会費を添えて入会の手続きを行う。

(規程の改廃)

第4条 この規程は、会長・副会長会の発議により、代議員会において改廃することができる。

附 則

この規程は、平成2年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月28日から施行する。